

## 第2章 ごみ編



# 第1節 ごみ処理の現況と課題

## 1 ごみ処理システムの概要

本市のごみ処理システムは、以下のとおりです。なお、島田地区・金谷地区と、川根地区とでは、燃えないごみの収集頻度や、資源ごみの収集内容及び頻度などが一部異なっています。

### (1) 収集運搬

#### ① 燃えるごみ

生ごみ、紙くず類、布製品、竹、木くず類、皮製品、ゴム製品、ビニール、プラスチックなどの燃えるごみは、週2回の収集を行っています。

表 2-1-1 燃えるごみの収集

内容	収集方法と頻度
<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ</li> <li>紙くず類、布製品（寝具・マット等）</li> <li>竹、木くず類</li> <li>皮製品</li> <li>ゴム製品</li> <li>ビニール、プラスチック</li> </ul>	指定袋、週2回収集

#### ② 燃えないごみ

金属類、廃家電製品、使用済み小型家電は、島田地区・金谷地区で週1回、川根地区で月2回の収集を行っています。

#### ◆使用済み小型家電

国の施策である都市鉱山からレアメタルを回収し、輸入に頼らず国内処理を目指すことを目的とした「小型家電リサイクル法」が平成25年4月に施行され、本市でも、資源の確保に努めるため、平成26年4月から、使用済み小型家電の回収を開始しました。

表 2-1-2 燃えないごみの収集

内容	収集方法	収集の頻度
<ul style="list-style-type: none"> <li>金属類</li> <li>廃家電製品（家電リサイクル法対象商品を除く）</li> <li>使用済み小型家電</li> </ul>	コンテナ	島田地区・金谷地区 : 週1回収集 川根地区 : 月2回収集

### ③ 資源ごみ

空びん、牛乳パック、白トレイ、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、ガラス、陶磁器類などは、島田地区・金谷地区で週1回、川根地区で月2回収集を行っています。また、新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙などは、島田地区・金谷地区で月2回収集を行っています。

表 2-1-3 資源ごみの収集

内容	収集方法	収集の頻度
• 空びん	コンテナ	島田地区・金谷地区 : 週1回収集 川根地区 : 月2回収集
• 牛乳パック、トレイ、ペットボトル	指定の網袋	
• 乾電池、蛍光灯、ガラス、陶磁器類	専用ケース	島田地区・金谷地区 : 月2回収集
• 新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙	白い紙ひも	

※川根地区の新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙などの収集は、集団回収で実施。

### ④ 使用済み食用油

平成20年4月から、家庭から排出される使用済み食用油（植物性油に限る）の分別収集を開始しました。回収した油はバイオディーゼル燃料へとリサイクルしています。

表 2-1-4 使用済み食用油の収集

回収日	回収場所
平日	田代環境プラザ、島田市旧清掃センター
随時	島田市役所、旧金谷庁舎、金谷南支所、川根支所、初倉公民館、初倉西部ふれあいセンター、六合公民館、北部ふれあいセンター

### ⑤ 古布類

平成26年4月から、家庭から排出される古布類（衣類、シーツ、タオル等）の分別収集を開始しました。回収した古布類は、アジア、アフリカ諸国で需要が高いため、売却し、有効活用されます。

表 2-1-5 古布類の収集

回収日	回収場所
平日	田代環境プラザ、島田市旧清掃センター
随時	プラザおおり、初倉公民館、金谷公民館、川根地区センター、保健福祉センター、六合公民館

### ⑥ 水銀体温計、血圧計等

平成30年9月から、家庭から排出される水銀体温計及び血圧計等の分別収集を開始しました。回収した水銀体温計及び血圧計等は、燃えるごみに混入せず、確実にリサイクルしています。

表 2-1-6 水銀体温計、血圧計等の収集

回収日	回収場所
平日のみ	田代環境プラザ、島田市旧清掃センター、島田市役所、金谷南支所、金谷北支所、川根支所

### ⑦ 資源回収

牛乳パックのほか、ペットボトル、白色トレイは、集積所による収集のほかスーパー等の店頭で設置された拠点で回収し、資源類中間処理施設で選別され、処理業者にて資源化しています。

す。

### ⑧ 集団回収

新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック等の古紙、及びアルミ缶については、町内会、子ども会、PTA等の団体により、集団回収が行われています。

それに対し、市では回収量に応じた奨励金を交付し、集団回収の促進を図っています。

### ⑨ 自己搬入

・燃えるごみ及び埋立ごみ

ごみの指定袋に入らない大型（粗大）のごみ、引越しや片付けによる多量のごみ及びがれき類（ブロック・レンガ・石など）の埋立ごみは、田代環境プラザへの自己搬入としています。

・燃えないごみ

コンテナに入らない大型電化製品（家電リサイクル法対象商品を除く）及び引越しや片付けによる多量のごみは、市が委託する処理施設への自己搬入としています。

・びん、ガラス及び陶磁器類

引越しや片付けによる多量のごみは、資源類中間処理施設への自己搬入としています。

### ⑩ 戸別収集

ごみの指定袋に入らない家具や自転車等の大型（粗大）ごみ及びコンテナに入らない大型電化製品（家電リサイクル法対象商品を除く）については、自己搬入できない方に限り、申込を受けた上で、戸別に訪問し、回収を行っています。

表 2-1-7 戸別収集の方法

	全世帯
1 度に収集する数	2 品目以内
排出先	家の外

### ⑪ ふれあい収集

障がい者のみの世帯のうち、希望する世帯について、粗大ごみのほか、通常のごみ及び資源についても収集を行っています。

## (2) 中間処理

### ① 溶融処理

燃えるごみは、島田市の「田代環境プラザ」でガス化溶融処理しています。

### ② 保管・選別

燃えないごみは、市の委託する業者により資源類は資源類中間処理施設にて選別・保管されます。

※危険物や不純物などの除去をします。ペットボトルについては圧縮梱包処理をしています。

### (3) 資源化

燃えないごみの資源化は、市が委託する業者が行っています。

資源類中間処理施設で保管した資源は、市が委託する業者が再資源化を行っています。

また、「田代環境プラザ」では、燃えるごみのうち、剪定枝は破砕機により粉砕し、事業者が搬入する食品残渣（主に魚介類の臓器を除く。）は高速発酵型生ごみ処理機により、それぞれ堆肥化を行っています。「田代環境プラザ」で燃えるごみの処理後に得られた「メタル」は、建設機械の重りとして、「スラグ」はアスファルトの合材などにリサイクルされ、市の事業等で使用されています。

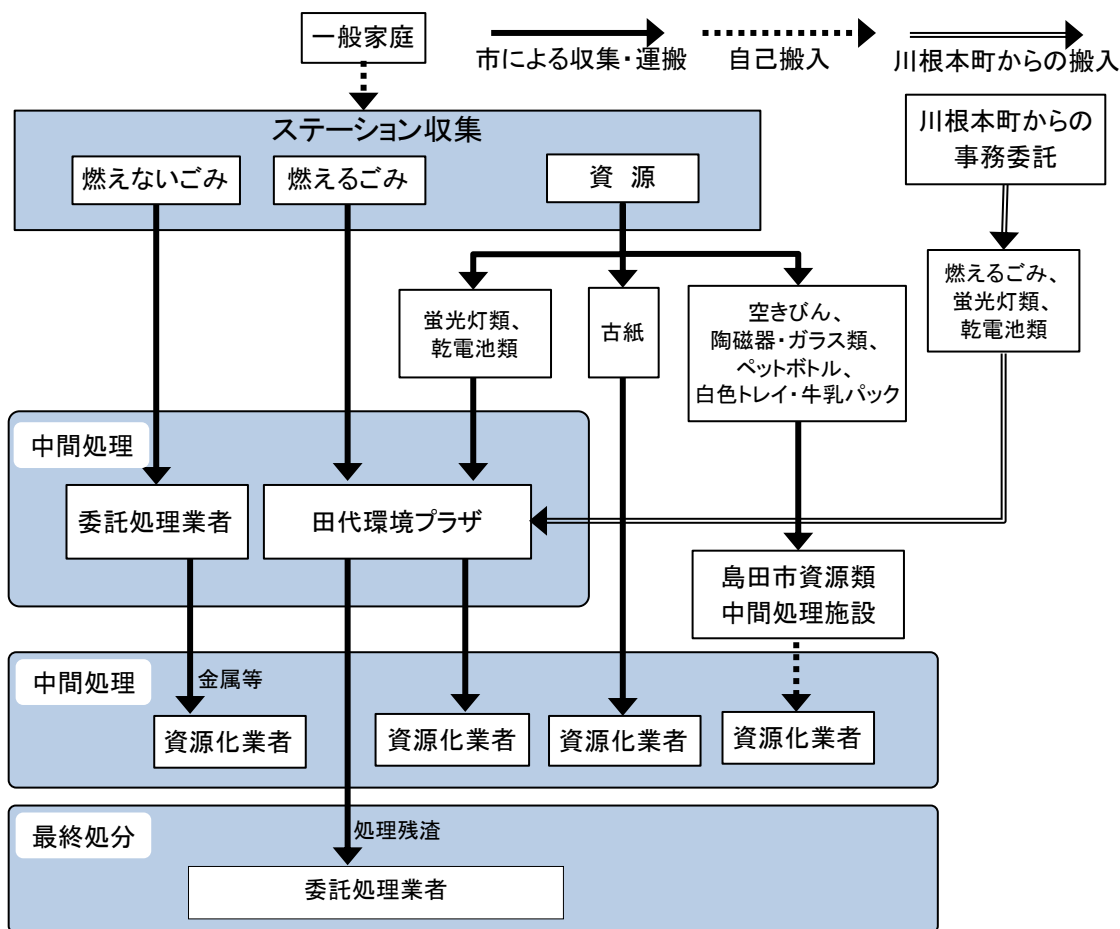
### (4) 最終処分

田代環境プラザで生じた飛灰や、市民から直接持ち込まれたがれき類などは、民間の一般廃棄物最終処分場において埋立処分を委託しています。

#### 【川根本町からの事務委託】

川根本町において排出される燃えるごみ、電池、蛍光灯については、事務委託により島田市で受入し、処理・処分を行っています。

計画収集



その他の回収

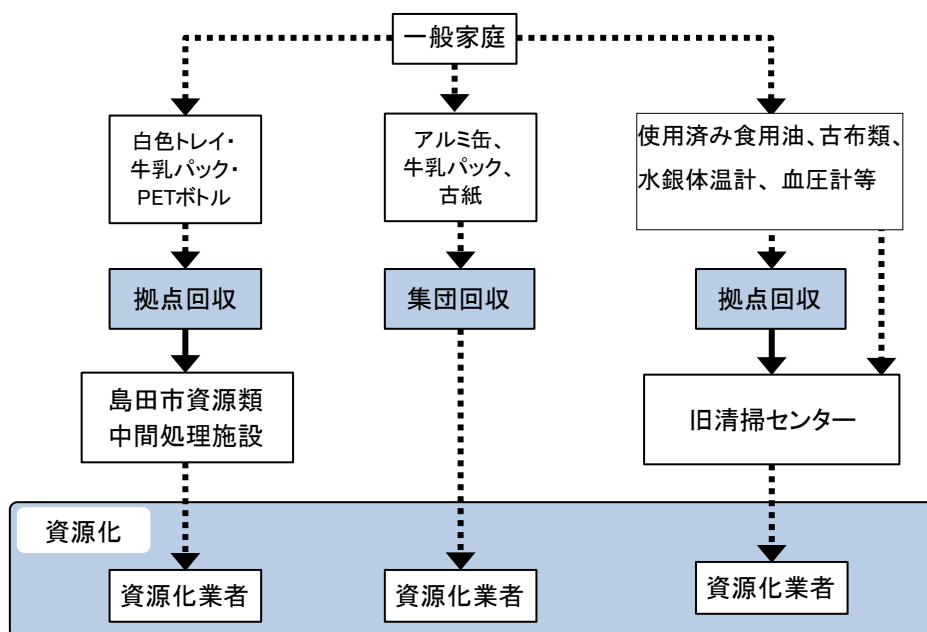


図 2-1-1 ごみの流れ (家庭からのごみ)

事業系一般廃棄物

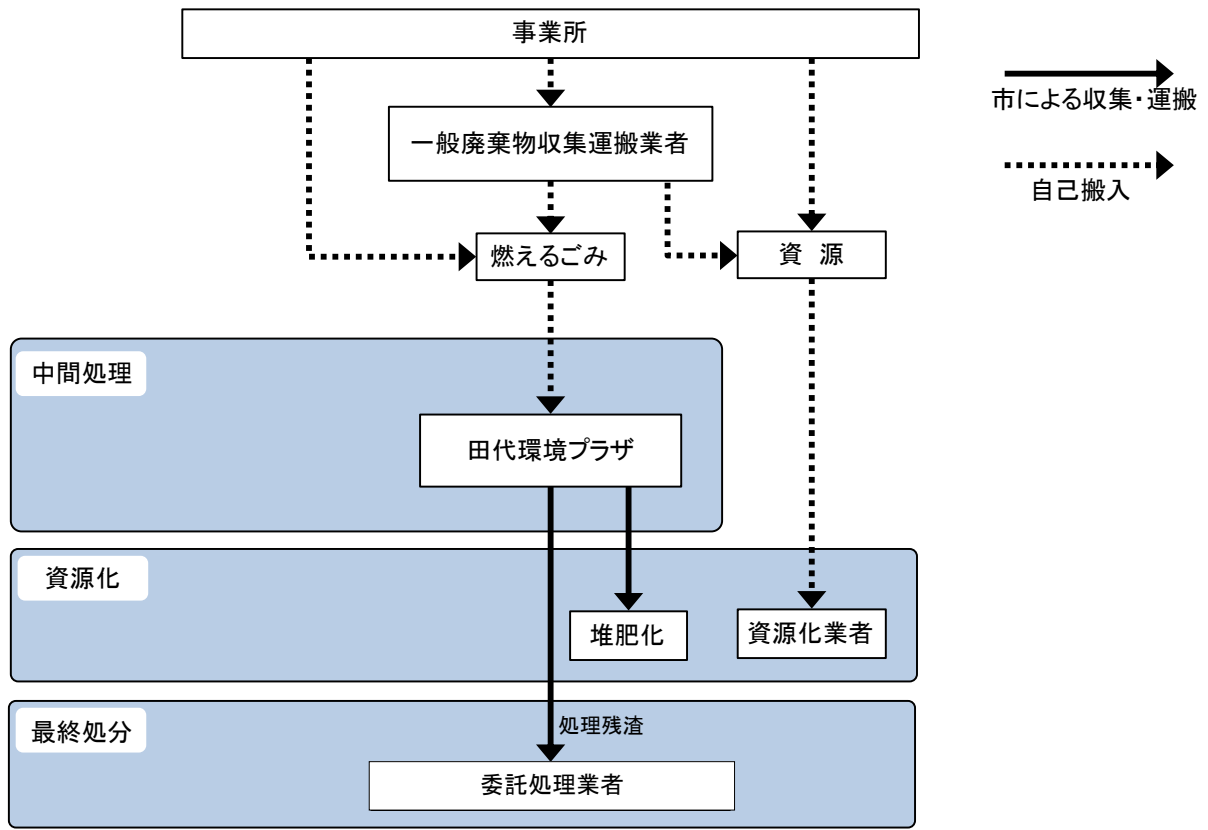


図 2-1-2 ごみの流れ（事業者からのごみ）



**家電リサイクル法対象商品処理ルート**

(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

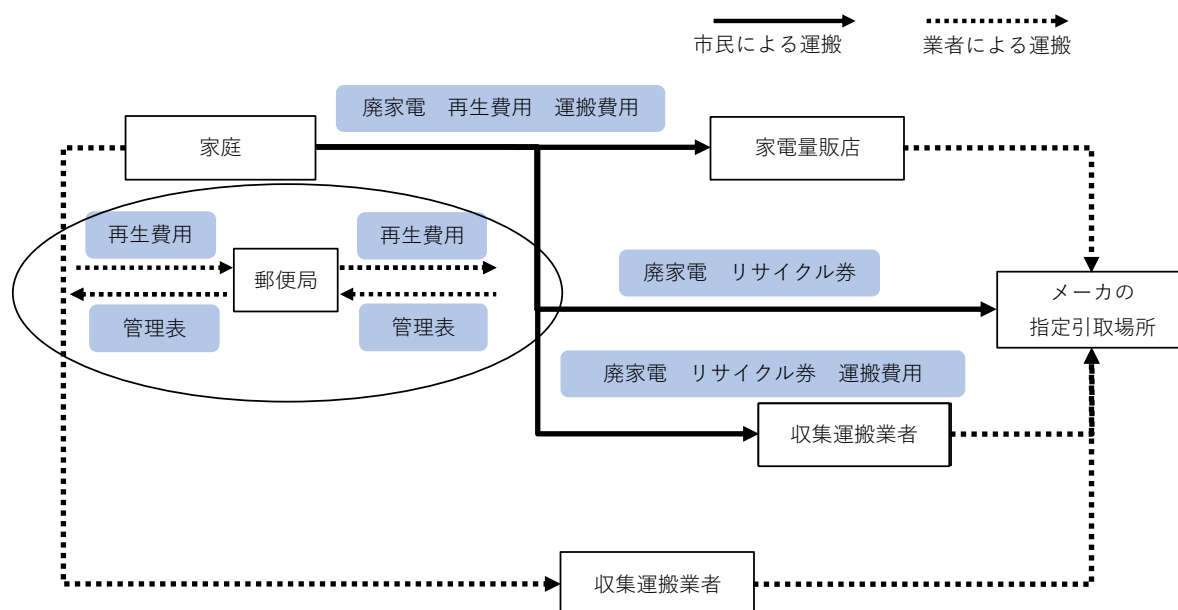


図 2-1-3 家電リサイクル法対象商品のリサイクルの流れ

表 2-1-8 家電リサイクル法対象商品の再生費用の目安

品目	区分	リサイクル料金(税込)
エアコン(室内機、室外機 のみの場合も含む。)	区分なし	990 円
テレビ(ブラウン管式、液 晶式、プラズマ式)	大(16 インチ以上)	2,970 円
	小(15 インチ以下)	1,870 円
冷蔵庫・冷凍庫	大(171L 以上)	4,730 円
	小(170L 以下)	3,740 円
洗濯機・衣類乾燥機	区分なし	2,530 円

※ 1) 令和元年10月1日以降

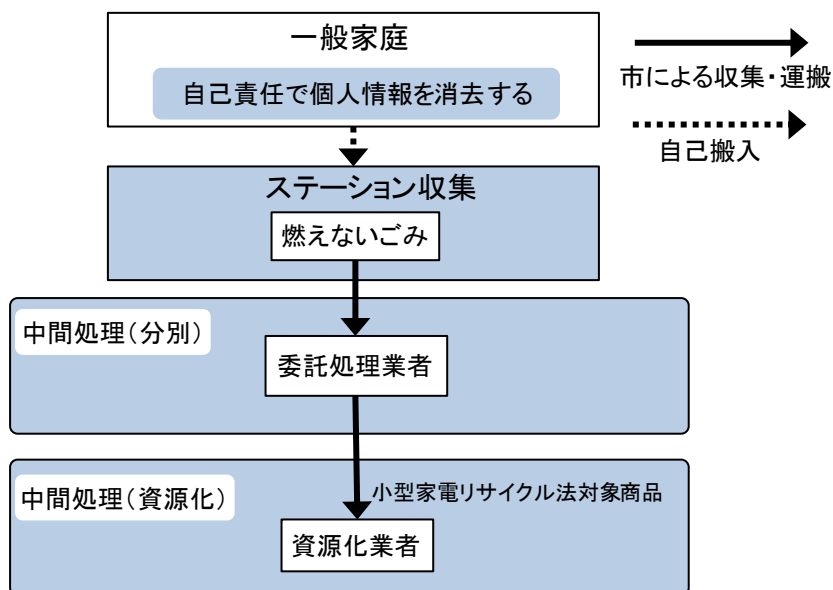
2) リサイクル料とは別に郵便振替手数料がかかります。

3) 海外メーカーや倒産したメーカーなど、リサイクル料金が異なる場合があります。

**小型家電リサイクル法対象商品処理ルート**

(家庭用パソコン、携帯電話等の小型家電リサイクル法対象商品)

市の回収ルート



※個人情報の漏洩がご心配な方は、パソコンは製造メーカーでのリサイクル、携帯電話は販売店へのリサイクルをお願いすることとなります。

図 2-1-4 小型家電リサイクル法対象商品のリサイクルの流れ

**消火器**

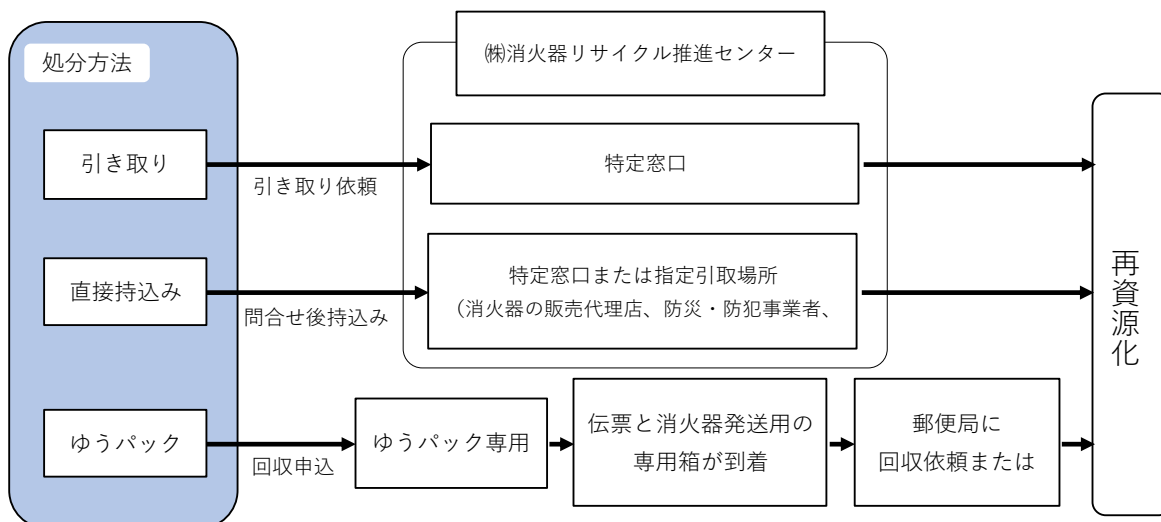


図 2-1-5 消火器のリサイクルの流れ

## 2 ごみ及び資源の排出状況

### (1) 収集品目及び収集頻度

本市では、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源」の3区分で収集を実施しています。

このほか、拠点回収として、スーパー等 29 か所に回収容器を設置し、常時回収を実施しています。

表 2-1-9(1) 収集品目及び頻度（島田地区・金谷地区）

区分	内容	箇所数		頻度
		ステーション回収	拠点回収	
燃えるごみ	生ごみ、紙くず類、布製品（寝具・マット等）、竹・木くず類、皮製品、ゴム製品、ビニール・プラスチック	1,766	-	2回/週
燃えないごみ	金属類、廃家電製品（家電リサイクル法に基づく対象製品を除く）	711	-	1回/週
資源ごみ	空びん	711	-	1回/週 (拠点回収は随時)
	陶磁器等		-	
	ペットボトル等		28	
	古紙	706	-	2回/月
	使用済み食用油	-	9	随時
	古布類	-	7	随時
	水銀体温計、血圧計等	-	5	随時

※使用済み食用油、古布類は及び水銀体温計・血圧計等は拠点回収のみ。箇所数は平成 31 年 4 月 1 日現在。

表 2-1-9(2) 収集品目及び頻度（川根地区）

区分	内容	箇所数		頻度	
		ステーション回収	拠点回収		
燃えるごみ	生ごみ、紙くず類、布製品（寝具・マット等）、竹・木くず類、皮製品、ゴム製品、ビニール・プラスチック	126	-	2回/週	
燃えないごみ	金属類、廃家電製品（家電リサイクル法に基づく対象製品を除く）	126	-	2回/月	
資源ごみ	空びん	空びん	29	1	2回/月
	陶磁器等	ガラス、陶磁器類、乾電池、蛍光灯			
	ペットボトル等	ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック			
	古紙	-	-	-	-
	使用済み食用油	使用済みの植物性食用油	-	1	随時
	古布類	衣類（人が着用するもので、家庭から排出されるもの）、シーツ、タオル、手ぬぐい、カーテン、ベルト、ハンカチ、トイレマット、キッチンマット、便座マット、ランチョンマット、のれん	-	1	随時
	水銀体温計、血圧計等	水銀体温計、血圧計等	-	1	随時

※使用済み食用油、古布類及び水銀体温計・血圧計等は拠点回収のみ。古紙は集団回収のみで市の収集なし。箇所数は平成31年4月1日現在。

第2章 ごみ編

表 2-1-10 平成 30 年度におけるごみ収集車両保有台数

収集運搬の主体 車両の種類	直営		一般廃棄物収集運搬許可業者	
	特殊車	その他	特殊車	その他
車両台数	16	7	77	120

表 2-1-11 ごみの委託区分

区 分		島田地区	金谷地区	川根地区
燃えるごみ		直営	委託	直営
燃えないごみ		直営	委託	直営
資 源	空びん	委託	委託	直営
	陶磁器等			
	ペットボトル等	委託	委託	—
	古紙			



委託業者による空びんの搬入

## (2) ごみ処理手数料等

本市では、田代環境プラザに搬入されるごみに対して、ごみ処理手数料を徴収しています。

表 2-1-12 本市のごみ処理手数料の状況（令和元年 10 月 1 日現在）

区分	種別	取扱区分	手数料	
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物	破砕処理等を要するもの（再生利用が可能なせん定された樹木の枝を除く。）	基本額	搬入量 10 キログラムまで 搬入 1 回につき 250 円	
		加算額	搬入量が 10 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 250 円	
	破砕処理等を要しないもの（再生利用が可能な生ごみを除く。）	基本額	搬入量 10 キログラムまで 搬入 1 回につき 200 円	
		加算額	搬入量が 10 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 200 円	
	再生利用が可能なせん定された樹木の枝	基本額	搬入量 10 キログラムまで 搬入 1 回につき 150 円	
		加算額	搬入量が 10 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 150 円	
	再生利用が可能な生ごみ	基本額	搬入量 10 キログラムまで 搬入 1 回につき 150 円	
加算額		搬入量が 10 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 150 円		
火災及び風水害（以下「火災等」という。）により生じたもの		搬入量の合計が 8,000 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと	125 円 (ただし、搬入量の合計が 8,000 キログラム以下のときは、無料とする。)	
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物（がれき類等の埋め立てごみを除く。）	破砕処理等を要するもの	基本額	搬入量 50 キログラムまで 搬入 1 回につき 300 円 (ただし、搬入量の合計が 50 キログラム以下のときは、無料とする。)	
		加算額	搬入量が 50 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 60 円	
	破砕処理等を要しないもの	基本額	搬入量 50 キログラムまで 搬入 1 回につき 250 円 (ただし、搬入量の合計が 50 キログラム以下のときは、無料とする。)	
		加算額	搬入量が 50 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 50 円	
	火災等により生じたもの		搬入量の合計が 8,000 キログラムを超えると時 10 キログラムを増すごと	30 円 (ただし、搬入量の合計が 8,000 キログラム以下のときは、無料とする。)
がれき類等の埋め立てごみ	事業活動に伴い生ずるもの以外のもの（火災等により生じたものを除く。）	基本額	搬入量 100 キログラムまで 搬入 1 回につき 550 円	
		加算額	搬入量が 100 キログラムを超えると時 100 キログラムを増すごと 搬入 1 回につき 550 円	
	火災等により生じたもの		運搬した車両の車両最大積載量（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 35 条の 3 の規定により自動車検査証に記載された最大積載量をいう。以下同じ。）の合計（同一車両により数回にわたり運搬したときは、運搬回数 1 回ごとに当該車両の車両最大積載量を算入するものとする。）が 8,000 キログラムを超えると時 100 キログラムを増すごと	270 円 (ただし、当該車両の車両最大積載量の合計が 8,000 キログラム以下のときは、無料とする。)

※合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

### (3) ごみの排出量

ごみの排出量をみると、全体としては平成26年度と比べて減少傾向にあります。直接搬入ごみが大幅に増加しています。

資源ごみについては、収集資源ごみ及び直接搬入資源ごみ共に大きく減少しています。

平成29年度以降、直接搬入のその他ごみが大幅に減少していますが、これは平成29年度以降、埋め立てごみの処分を民間業者に委託したことに伴い、市内一斉環境美化活動（川ざらい）による搬出土砂を産業廃棄物として処理委託しているためです。

表 2-1-13 ごみ及び資源の排出状況

項目		単位	H26	H27	H28	H29	H30
収集	可燃ごみ	t/年	26,050	26,292	25,971	25,521	25,406
	資源ごみ	t/年	2,969	2,760	2,649	2,432	2,494
	粗大ごみ	t/年	127	128	134	119	103
	小計	t/年	29,146	29,180	28,754	28,072	28,003
直接搬入	可燃ごみ	t/年	2,045	2,244	2,208	2,541	2,851
	資源ごみ	t/年	141	101	111	94	109
	その他	t/年	1,181	942	1,310	53	97
	小計	t/年	3,367	3,287	3,629	2,688	3,057
排出量合計 (集団回収を除く)		t/年	32,513	32,467	32,383	30,760	31,060
一人1日あたり排出量 (集団回収除く)		g/人・日	885	886	889	852	864

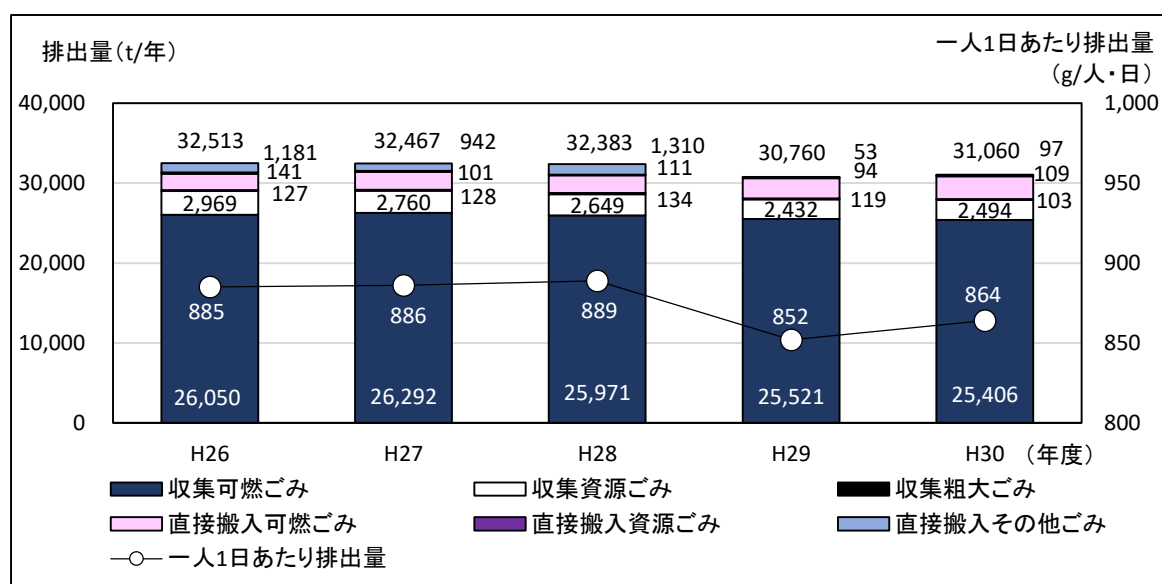


図 2-1-6 ごみ及び資源排出量の推移

## (4) ごみの組成

令和元年に実施したごみの組成調査では、熔融処理を行うごみの中に、重量で4.99～18.42%の資源が混入していました。

年度ごとの推移をみても、平成28年度以降は上昇傾向にあり、平成28年度は12%に達しました。

資源で最も多かったのは古紙（新聞、雑誌、雑紙）及び古布類でした。リサイクル可能な紙類及び古布類の分別徹底に向けた普及啓発が重要といえます。

表 2-1-14 燃えるごみへの資源混入状況（令和元年度）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
全体量	201.90 kg	325.20 kg	349.85 kg	351.8 kg	309.1 kg	310.80 kg
ペット ボトル	26 本	92 本	19 本	27 本	48 本	36 本
	1.014 kg	3.588 kg	0.741 kg	1.053 kg	1.872 kg	1.404 kg
	0.50 %	1.10 %	0.21 %	0.3 %	0.61 %	0.45 %
白色トレイ	57 枚	68 枚	38 枚	26 枚	17 枚	45 枚
	0.285 kg	0.340 kg	0.190 kg	0.130 kg	0.085 kg	0.225 kg
	0.14 %	0.10 %	0.05 %	0.04 %	0.03 %	0.07 %
牛乳パック	11 枚	57 枚	28 枚	8 枚	36 枚	17 枚
	0.286 kg	1.482 kg	0.728 kg	0.208 kg	0.884 kg	0.442 kg
	0.14 %	0.46 %	0.21 %	0.06 %	0.29 %	0.14 %
新聞紙	0.90 kg	0.60 kg	0.6 kg	0.9 kg	0.5 kg	1.40 kg
	0.45 %	0.18 %	0.17 %	0.26 %	0.16 %	0.45 %
ダンボール	0.70 kg	5.00 kg	2.4 kg	2.5 kg	1.6 kg	1.10 kg
	0.35 %	1.54 %	0.69 %	0.71 %	0.52 %	0.35 %
雑誌	1.20 kg	4.60 kg	0 kg	0 kg	0.00 kg	4.40 kg
	0.59 %	1.41 %	0 %	0 %	0.00 %	1.42 %
びん類	0.10 kg	1.10 kg	0.2 kg	0 kg	0.00 kg	0.00 kg
	0.05 %	0.34 %	0.06 %	0 %	0.00 %	0.00 %
陶磁器・ ガラス類	0.10 kg	0.00 kg	0 kg	0 kg	0.00 kg	0.00 kg
	0.05 %	0.00 %	0 %	0 %	0.00 %	0.00 %
雑紙	11.00 kg	17.90 kg	7.5 kg	1.7 kg	5.40 kg	15.40 kg
	5.45 %	5.50 %	2.14 %	0.48 %	1.75 %	4.95 %
金属類	0.10 kg	0.80 kg	0.1 kg	0 kg	0.00 kg	0.00 kg
	0.05 %	0.25 %	0.03 %	0 %	0.00 %	0.00 %
古布類	7.80 kg	24.50 kg	5 kg	42.3 kg	23.30 kg	5.50 kg
	3.86 %	7.53 %	1.43 %	12.02 %	7.54 %	1.77 %
資源総量	23.49 kg	59.91 kg	17.46 kg	48.79 kg	33.64 kg	29.87 kg
割合	11.63 %	18.42 %	4.99 %	13.87 %	10.88 %	9.61 %

※この組成調査は、無作為抽出した集積所の燃えるごみを別に回収し、資源の混入率を調査したものです。



第2章 ごみ編

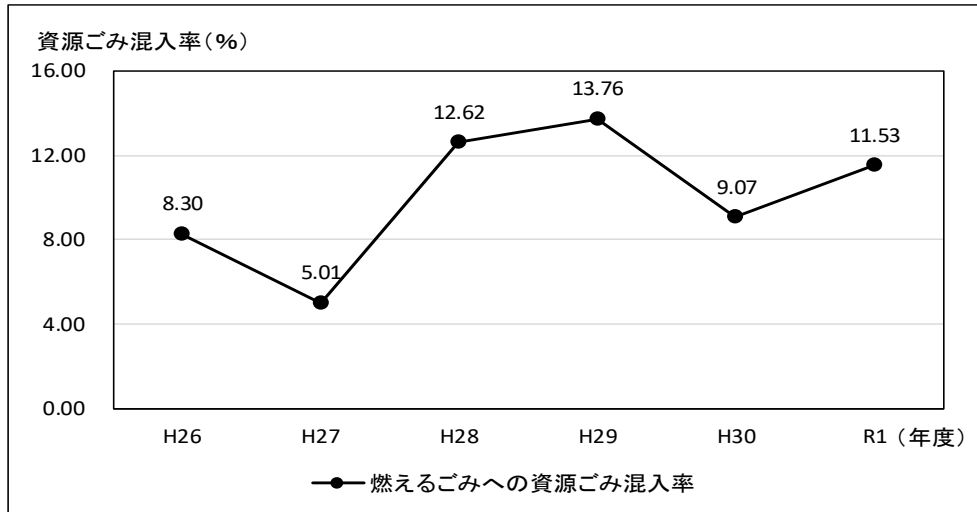


図 2-1-7 燃えるごみへの資源ごみ混入率（各年度の平均値）の推移



ごみ組成調査の様子

### 3 ごみ及び資源の中間処理の状況

現在、燃えるごみは田代環境プラザで処理を行い、燃えないごみについては業者委託により資源化処理を行っています。

処理量の推移を見ると、焼却処理量はほぼ横ばいで推移していますが、粗大ごみ処理量は増加傾向、資源化処理量及び堆肥化処理量は減少傾向にあります。

表 2-1-15 中間処理施設の概要

ごみ処理施設	名称	田代環境プラザ
	所在地	静岡県島田市伊太7番地の1
	敷地面積	24,261m <sup>2</sup>
	竣工	平成18年3月
	型式	シャフト式直接熔融方式（コークスベッド式）
	処理能力	148t/24h（74t/24h×2炉）
	受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	集じん機（ろ過式集じん機） 消石灰吹込式、脱硝装置（触媒反応塔、アンモニア吹込）
	余熱利用設備	蒸気タービン発電（定格1,990kW）
スラグ冷却設備	水冷式	
	剪定枝たい肥化設備	処理能力 3t/日
	食品残渣たい肥化設備	処理能力 1t/日
島田市資源類中間処理施設	名称	島田市資源類中間処理施設
	所在地	静岡県島田市阿知ヶ谷864番地
	敷地面積	1,108.51m <sup>2</sup> （中間処理施設面積）
	竣工	平成19年3月
	ストックヤード	コンクリート仕切り壁・4分割屋根 びん（無色、茶色、その他）、陶磁器、ガラス類 手選別による異物除去等
	ペットボトル減容機	処理能力 200kg/h

表 2-1-16 中間処理量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
焼却処理量	t/年	28,163	28,618	28,265	28,140	28,332
粗大ごみ処理量	t/年	538	599	644	604	680
資源化処理量	t/年	1,328	1,288	1,265	1,206	1,285
堆肥化処理量	t/年	125	92	108	91	81
合計	t/年	30,154	30,597	30,282	30,041	30,378

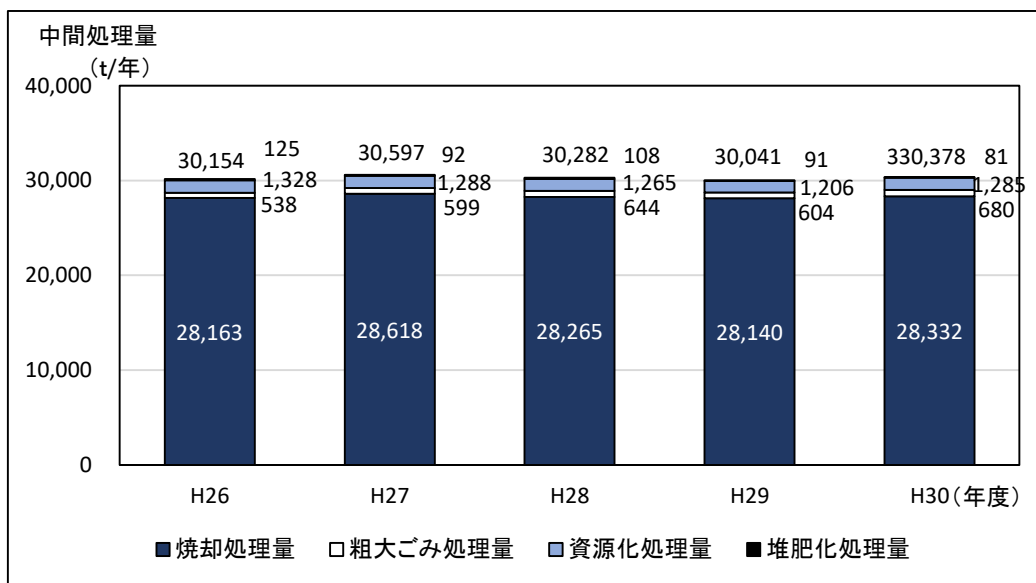


図 2-1-8 中間処理量の推移



ごみ処理施設 田代環境プラザ

## 4 資源化の状況

市回収資源化量及び集団回収資源化量は、ともに減少傾向にあります。  
また、資源化量の減少に伴いリサイクル率も減少しています。

表 2-1-17 資源化量の推移

項目		単位	H26	H27	H28	H29	H30
市 回 収	金属類	t/年	842	890	922	885	952
	紙類	t/年	1,152	905	768	644	565
	牛乳パック	t/年	26	23	23	22	20
	ガラス類	t/年	1,041	1,008	975	912	984
	ペットボトル	t/年	189	185	189	191	183
	白色トレイ	t/年	14	12	12	12	12
	容器包装プラスチック	t/年	3	3	3	2	3
	肥料	t/年	35	27	37	31	20
	溶融スラグ	t/年	1,888	1,810	1,690	1,729	1,736
	廃食用油(BDF)	t/年	6	6	7	6	7
	乾電池	t/年	33	29	33	30	35
	蛍光灯等	t/年	12	10	12	11	13
	古布類	t/年	30	35	34	42	48
	小計	t/年	5,271	4,943	4,705	4,517	4,578
集 団 回 収	紙類	t/年	1,921	1,800	1,675	1,561	1,468
	牛乳パック	t/年	1	1	1	2	2
	金属類	t/年	68	64	60	51	51
	小計	t/年	1,990	1,865	1,736	1,614	1,521
資源化量計	t/年	7,261	6,808	6,441	6,131	6,099	
ごみ処理量 (市回収・処理+集団回収)	t/年	34,503	34,332	34,119	32,374	32,581	
リサイクル率	%	21.0%	19.8%	18.9%	18.9%	18.7%	

※ リサイクル率(%)=資源化量(市回収・処理+集団回収)÷ごみ処理量(市回収・処理+集団回収)×100

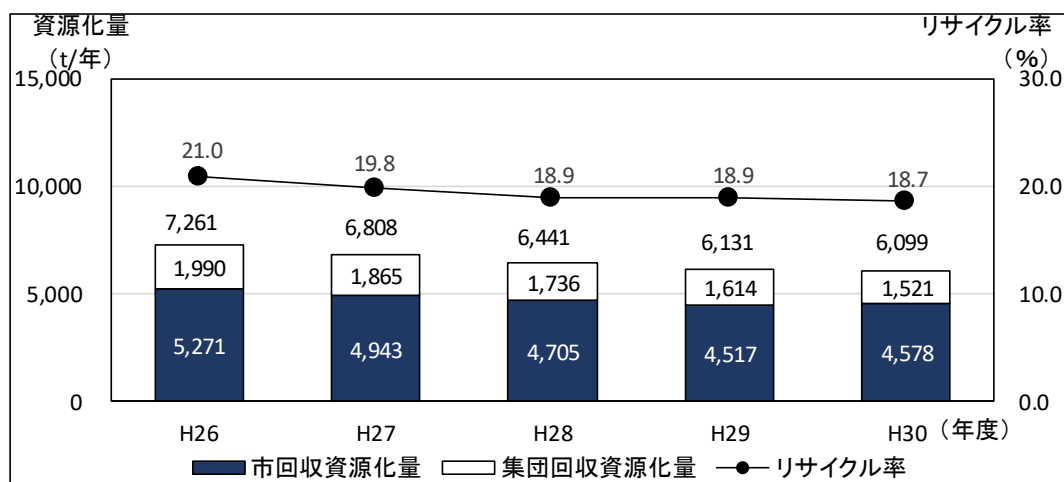


図 2-1-9 資源化量の推移

## 5 ごみの最終処分の状況

埋立量の推移を見ると、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年度以降は埋め立てごみの処分を民間業者に委託したことに伴い、直接搬入のうち市内一斉環境美化活動（川ざらい）による搬出土砂を産業廃棄物として処理しているため、埋立量が減少しました。

また、島田市クリーンセンターで処理される低含水の脱水汚泥に関しては、令和2年7月を目途に田代環境プラザで処理し、最終処分する予定です。

表 2-1-18 最終処分量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
焼却残渣	t/年	1,539	1,330	1,361	1,342	1,451
粗大ごみ処理残渣	t/年	0	0	0	0	0
資源化処理残渣	t/年	0	0	0	0	0
直接埋立	t/年	1,181	942	1,310	53	97
合計	t/年	2,720	2,272	2,671	1,395	1,548

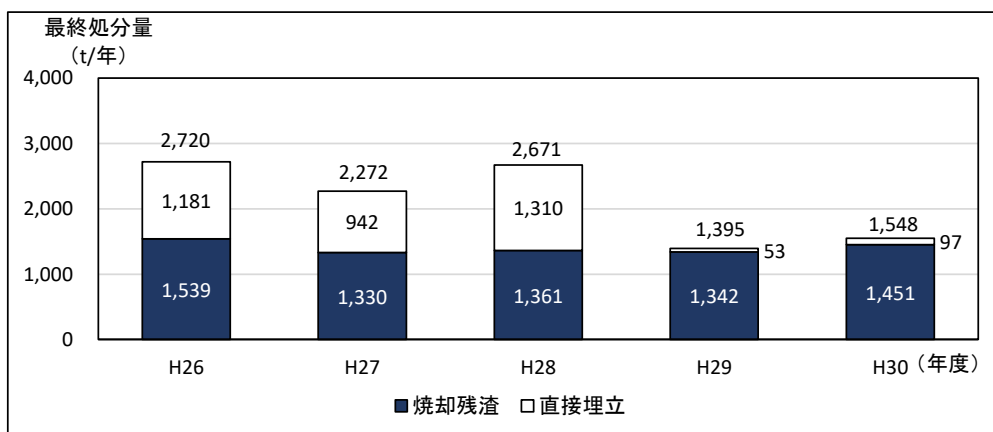


図 2-1-10 最終処分量の推移

## 6 ごみ処理コスト

ごみ処理コストは、平成 28 年度に減少したものの、平成 29 年度以降は増加傾向にあります。

表 2-1-19 ごみ処理コストの推移

項目		単位	H26	H27	H28	H29	H30
建設・改良費	工事費						
	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	1,293
	中間処理施設	千円	0	0	0	1,998	4,293
	最終処分場	千円	0	0	4,249	3,537	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
調査費	千円	0	0	0	0	0	
小計	千円	0	0	4,249	5,535	5,586	
処理及び維持管理費	人件費	千円	342,411	350,759	354,901	327,240	335,265
	処理費						
	収集運搬費	千円	28,293	25,668	25,045	25,676	26,824
	中間処理費	千円	190,345	188,092	170,601	204,600	220,566
	最終処分費	千円	25,053	28,045	24,486	57,018	22,789
	車両等購入費	千円	13,031	16,606	18,338	10,433	0
	委託費	千円	767,564	822,662	789,344	802,549	857,482
	その他	千円	0	0	0	0	0
小計	千円	1,366,697	1,431,832	1,382,715	1,427,516	1,462,926	
組合分担金	千円	0	0	0	0	0	
その他	千円	0	0	0	0	0	
合計	千円	1,366,697	1,431,832	1,386,964	1,433,051	1,468,512	

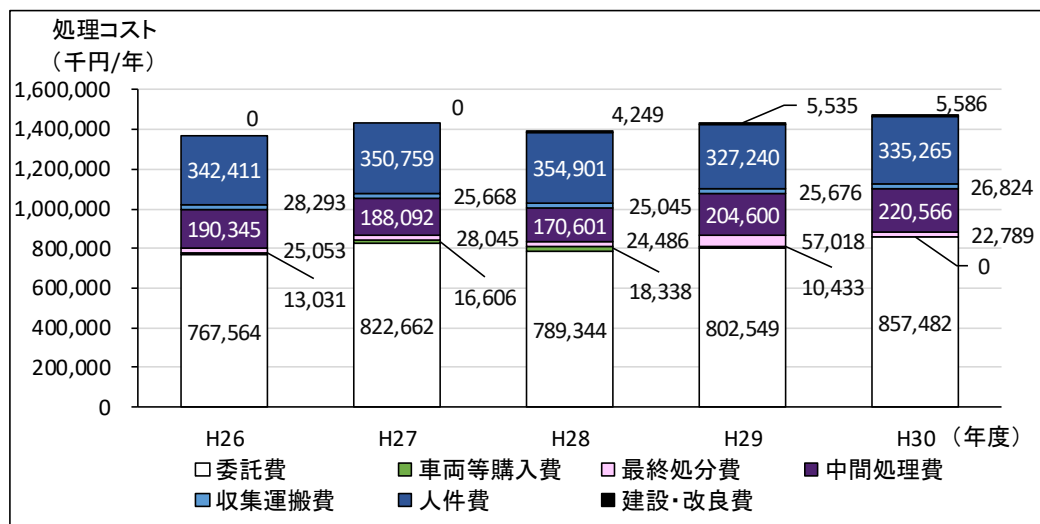


図 2-1-11 ごみ処理コストの推移

## 7 生ごみの家庭での資源化・減量化

本市では、平成5年度から、生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付しています。

平成26年度以降は、ボカシ処理容器の購入に対する補助実績はなく、コンポスト又は生ごみ処理機器（バイオ式又は温風乾燥方式）の購入に対する補助実績となっています。

また、キエーロ等の補助金交付を平成28年度より導入しました。

表 2-1-20 生ごみ処理容器等購入の補助実績の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
コンポスト	件	8	6	5	7	6
ボカシ処理容器	件	0	0	0	0	0
キエーロ	件	-	-	22	41	13
生ごみ処理機器	件	28	14	18	13	12
年度合計	件	36	20	45	61	31
累計	件	1,359	1,379	1,424	1,485	1,516
金額	円	636,200	321,500	504,400	573,400	346,600

表 2-1-21 補助の対象及び補助率

内容	対象品目	補助率
市内に住所を有する方が購入した生ごみ処理容器等の購入費等に対する補助金	購入価格が3,000円以上10,000円未満の生ごみ処理容器 (コンポスト及びボカシ処理容器等)	購入費の1/2以内で、3,000円が限度(1世帯2個まで)
	購入価格が10,000円以上30,000円未満の生ごみ処理容器 (キエーロ等)	購入費の1/2以内で、10,000円が限度(1世帯1台まで)
	購入価格が30,000円以上の生ごみ処理機器 (バイオ方式又は温風乾燥方式)	購入費の1/3以内で、20,000円が限度(1世帯1台まで)

※100円未満の端数がある時は、切り捨てた額とします。

## 8 ごみの減量化・資源化に関する取り組み

### (1) 広報・啓発活動

広報紙等を通じたごみ減量化・資源化の啓発のほか、暮らし・消費・環境展における減量化・資源化の啓発、廃油石鹸のPRやエコクッキングの紹介を実施しています。また、9月1日から30日までの1か月間を環境衛生月間に指定し、市民の廃棄物問題への関心を高めるための各種行事・運動を実施しています。

啓発事業については、本市衛生担当が実施した出展のほか、各種イベントにおいて市民活動グループによるごみの啓発が随時実施されています。

### (2) 生活用品活用バンク

資源の有効利用のため、家庭でまだ使えるのに不用となった生活用品を市民に登録していただき、必要とする人に紹介する事業を行っています。

※取扱品目：家具、電気製品、ベビー・子ども用品、楽器、スポーツ用品、日用雑貨品、自転車

表 2-1-22 「広報しまだ」のごみ関連記事掲載状況

号数	内容
平成 26 年 8 月号	ごみを資源化して減量しましょう
平成 26 年 9 月号	雑紙の分別にご協力ください
平成 27 年 4 月号	生ごみ処理容器等補助制度の改正について
平成 27 年 8 月号	家庭でできるごみ減量にご協力を
平成 27 年 11 月号	生ごみ処理方法講習会のお知らせ
平成 28 年 2 月号	親子エコクッキングコンテスト参加者募集
平成 28 年 8 月号	雑紙も貴重な資源です
平成 29 年 2 月号	ごみのポイ捨て禁止について
平成 29 年 8 月号	ごみの分別と削減にご協力ください
平成 30 年 8 月号	燃えるごみとして捨ててしまいがちな雑紙を見直してください
平成 30 年 9 月号	ごみの分別と削減にご協力ください

表 2-1-23 啓発事業の実施状況

参加イベント名	日時	出展内容
くらし・消費・環境展 2014	平成 26 年 10 月 18 日(土)	ごみの 3 R を実施しよう。 廃油石けんの P R エコクッキングの紹介。
くらし・消費・環境展 2015	平成 27 年 10 月 17 日(土)	ごみの 3 R を実践しよう。 廃油石けんの P R 雑紙分別啓発・リサイクル原料展示 エコクッキングの紹介
くらし・消費・環境展 2016	平成 28 年 10 月 15 日(土)	ごみの 3 R を実践しよう。 廃油石けんの P R 雑紙分別啓発・リサイクル原料展示 エコクッキングの紹介
くらし・消費・環境展 2017	平成 29 年 10 月 7 日(土)	ごみの 3 R を実践しよう。 廃油石けんの P R 雑紙分別啓発・リサイクル原料展示 エコクッキングの紹介
くらし・消費・環境展 2018	平成 30 年 10 月 6 日(土)	ごみの 3 R を実践しよう。 廃油石けんの P R 雑紙分別啓発・リサイクル原料展示 エコクッキングの紹介



## 9 ごみ処理における基本的課題

### (1) 家庭・事業所における発生抑制、減量化・資源化における課題

平成 26 年度以降のごみの排出量は、人口の減少に伴いわずかに減少していること、また直接搬入のその他ごみの減少に伴い、一人 1 日当たりの排出量は減少傾向にあります。しかし、燃えるごみについては、資源ごみ（雑紙など）の混入量の割合が減少しつつあるものの増加傾向で推移しているため、燃えるごみについては、改めて生ごみの水切り、マイグッツ運動の推進などによる減量化の意識を高める必要があります。

平成 20 年度から廃食油のリサイクルを始めたのに続き、平成 26 年度から古布類のリサイクルを始めましたが、田代環境プラザに搬入される燃えるごみには、依然として約 1 割程度の資源ごみが混入しています。古布類については、市民への普及啓発が進み、拠点回収による資源化量が平成 26 年度以降増加傾向で推移していますが燃えるごみに混入している古布類も増加していることから引き続き、リサイクルについて市民への普及啓発を進め、資源の分別・リサイクルを促進する必要があります。

### (2) 資源の分別回収、ごみの収集・運搬における課題

本市においては、資源等の収集を週に 1 回実施しており、他市町村においては 1 か月に 1 回程度が一般的であることを考えると、高い頻度となっています。

資源ごみの燃えるごみへの混入量の割合が平成 28 年度で増加したものの、その後減少傾向で推移していますが、資源ごみの回収量及び資源化量は年々減少しており、改めて市民に資源の分別・リサイクルの意識を高める必要があります。また、資源ごみの収集頻度が高いことにより、収集にかかる行政側の負担は増加するため、効果的・効率的な再利用に向け、資源の分別収集を徹底していくことが課題と考えられます。

### (3) 最終処分における課題

田代環境プラザで燃えるごみの熔融処理を行うことで、主灰（燃え殻）と飛灰のうち、主灰となる物が熔融スラグとして有効利用を図れるため、最終処分量は最小限に抑えられている状況といえます。

しかし、本市では平成 29 年度以降、埋め立てごみの処分を民間業者に委託したことに伴い、直接搬入のうち市内一斉環境美化活動（川ざらい）による搬出土砂を産業廃棄物として処理委託しているため、新最終処分場建設も視野に入れた方針を決定していく必要があります。

## 10 前回計画の目標の達成状況

### (1) 前回計画の目標

前回計画で設定されたごみ減量化目標は、以下のとおりでした。

【目標1】ごみ排出量（集団回収除く）			
一人1日当たりのごみ排出量（原単位）を、平成34（令和4）年度は平成24年度に対して、約10%削減します。			
現状のまま推移した場合		ごみ排出量原単位は平成34（令和4）年度には平成24年度比で約2.5%増加すると予測されます。	
現状・目標		H24（現状）	H34（R4）（目標）
項目			
ごみ排出量原単位		916g/人・日	824g/人・日
年間排出量		33,992t/年	27,945t/年

【目標2】リサイクル率（集団回収含む、熱回収除く）			
平成34（令和4）年度のリサイクル率を約31%とします。（平成24年度は22.8%）			
現状のまま推移した場合		平成34（令和4）年度には平成24年度比で約1.8%減少すると予測されます。	
現状・目標		H24（現状）	H34（R4）（目標）
項目			
リサイクル率		22.8%	31%

【個別目標1】収集可燃ごみ排出量			
一人1日当たりの収集可燃ごみ排出量（原単位）を、平成34（令和4）年度は平成24年度に対して、約24%削減します。			
現状・目標		H24（現状）	H34（R4）（目標）
項目			
ごみ排出量原単位		711g/人・日	541g/人・日
年間排出量		26,374t/年	18,576t/年

【個別目標2】直接搬入可燃ごみ排出量			
直接搬入可燃ごみ排出量を、平成34（令和4）年度は平成24年度に対して、約10%削減します。			
現状・目標		H24（現状）	H34（R4）（目標）
項目			
年間排出量		1,915t/年	1.724t/年

※平成25年度については、川ざらいによる搬出土砂の搬入量が例年より少なかったことにより、一時的にごみ排出量が減少したため、直近で例年並みの搬入量があった平成24年度を基準値としました。

## (2) 達成状況

前回計画で設定されたごみ減量化目標の、平成30年度時点での目標達成状況は目標1、目標2、個別目標1、個別目標2において、達成できていない状況にあります。

表 2-1-24 前回計画のごみ減量目標と実績

項目 年度	ごみ排出量 <sup>※1)</sup> (t/年)	リサイクル率 <sup>※2)</sup> (%)	収集可燃ごみ 排出量 (t/年) 【原単位 (g/人・日)】	直接搬入可燃ごみ 排出量 (t/年)
平成30年度 (目標値)	30,197	26.0	21,974 【630】	1,883
平成30年度 (実績値)	31,060	18.7	25,406 【706】	2,851
達成状況	未達成	未達成	未達成	未達成

※ 1) 集団回収除く

※ 2) 集団回収含む、熱回収除く

## 第2節 ごみ処理基本計画

### 1 一般廃棄物の発生量・処理量の見込み

#### (1) 予測方法

一般廃棄物の発生量の将来予測は、基本的に過去5年間の実績をもとに、トレンド式による推計によって行いました。この予測結果は、市民・事業者におけるごみ削減・資源化等の取り組みが現状以上には行われず、これまでの増加傾向が継続した場合の予測となります。

本計画では「2 取り組みの基本方針」に示す方針に沿って、「3 ごみの減量化・資源化の目標」に示すごみの削減等の目標を達成することとしており、その達成に向けた取り組みと、達成してもなお発生するごみ等の適正な処理に向けた取り組みについて「4 ごみ処理基本計画」に基づいて進めていきます。

そしてこのうち、「3 ごみの減量化・資源化の目標」において示したごみ発生量等の数値は、市の施策と、市民・事業者による取り組みによって、ごみの発生抑制等が進んだ場合の予測です。

#### (2) 人口予測

将来人口の予測は、第2次島田市総合計画と同様に「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に示す人口の将来展望（2026年：80,000人）を前提とし、令和7年度を92,251人としました。

表 2-2-1 本市の人口予測

年度	単位	島田市	
		実績値	推計値
H21	人	103,367	
H22	人	102,870	
H23	人	102,313	
H24	人	101,693	
H25	人	101,159	
H26	人	100,646	
H27	人	100,127	
H28	人	99,761	
H29	人	98,909	
H30	人	98,546	
R1	人		96,616
R2	人		94,687
R3	人		94,200
R4	人		93,713
R5	人		93,226
R6	人		92,739
R7	人		92,251

※市民課資料による年度末人口実績（外国人を含む）を示します。

### (3) ごみ排出量の将来予測

各世帯から排出される「収集ごみ」については、市民一人1日当たり排出量で予測を行った後、各年度の推計人口を乗ずることで、排出量を算定しました。

直接搬入ごみについては、市民の生活で排出されるものだけではないことから、一人当たりの換算は行わず、排出量から直接予測を行いました。

こうして求めたごみの排出量から、過去の実績に基づく比率に基づき、個別の処理量、資源化量、処分量を求めました。

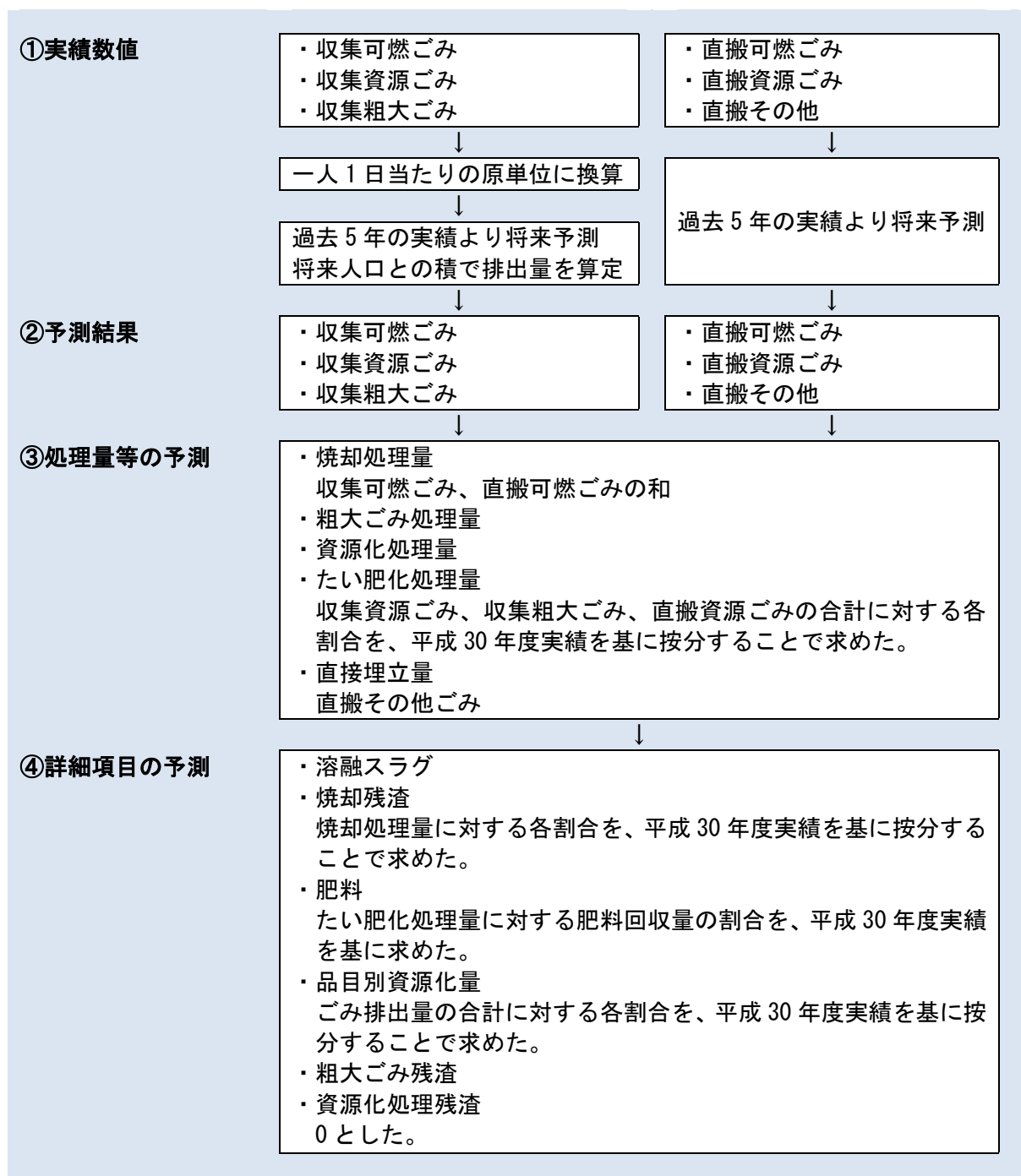


図 2-2-1 将来予測のフロー

## 2 取り組みの基本方針

本市の取り組みは、上位計画である「島田市総合計画」、「第2次島田市環境基本計画」をふまえて、「第2次島田市環境基本計画」の「取組の方向」に沿った次の3つの基本方針に沿って、地域の特性や、社会情勢等に応じた手法によって展開します。

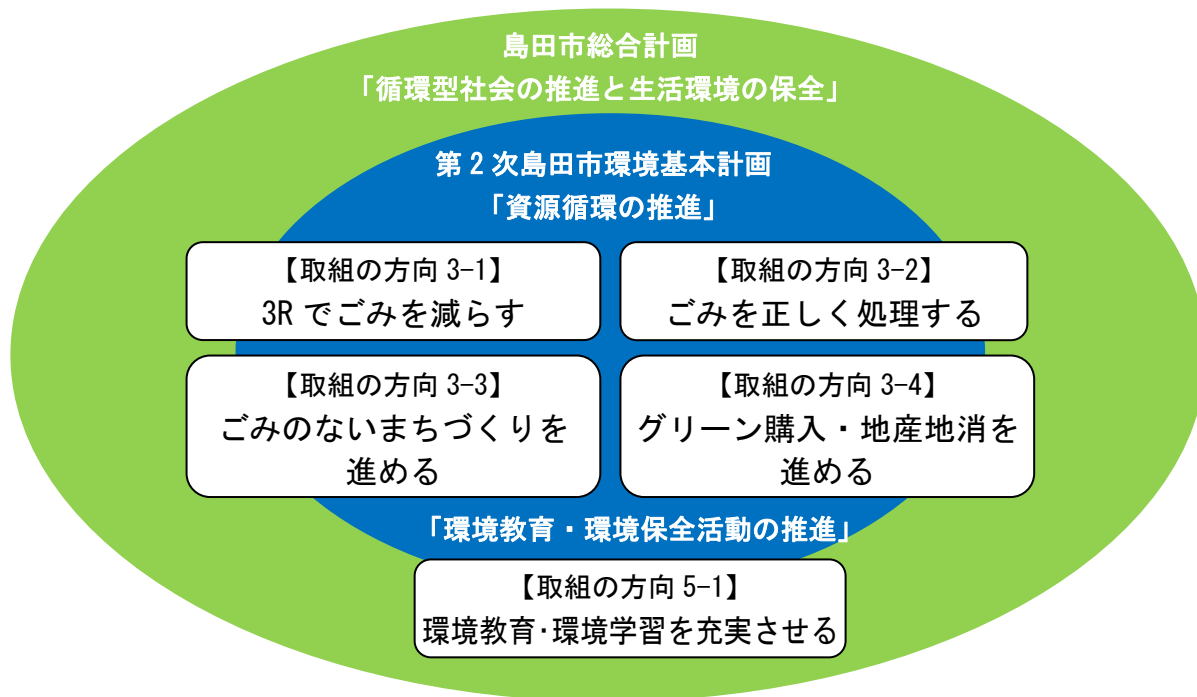


図 2-2-2 ごみ処理における基本方針

### 3 ごみの減量化・資源化の目標

#### (1) 国及び県の目標

平成 30 年 6 月に閣議決定された国の「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」では、平成 27 年度を基準年度、令和 7 年度を目標年度として、ごみ排出量（原単位）を約 8%削減、生活系ごみ排出量を約 13%削減、事業系ごみ排出量を約 2%削減することとしています。

平成 28 年 1 月に公表された国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、平成 24 年度を基準年度、令和 2 年度を目標年度として、ごみ排出量を約 12%削減することとしています。また、リサイクル率（再生利用率）は 27%、最終処分量は 14%削減を目標としています。

平成 28 年 3 月に公表された、「第 3 次静岡県循環型社会形成計画」では、平成 25 年度を基準年度、令和 2 年度を目標年度として、ごみ排出量（原単位）を 10%削減、最終処分率を 4.2%とすることを目標としています。

表 2-2-2 国及び静岡県の目標値

対象		削減目標						リサイクル率の目標
		基準年度	目標年度	ごみ排出量			最終処分量 <sup>※4)</sup>	
				全体	生活系ごみ	事業系ごみ		
国	第 4 次基本計画 <sup>※1)</sup>	H27 年度	R7 年度	-約 8% (原単位)	-約 13% (原単位)	-約 2% (排出量)	—	—
	基本方針 <sup>※2)</sup>	H24 年度	R2 年度	-約 12% (排出量)			約 14%	約 27%
静岡県 <sup>※3)</sup>		H25 年度	R2 年度	-10% (原単位)			4.2% (最終処分率)	—

※ 1)：第 4 次循環型社会形成基本方針（平成 30 年 6 月）

※ 2)：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月）

※ 3)：第 3 次静岡県循環型社会形成計画（平成 28 年 3 月）

## (2) 数値目標

一人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、現状のまま推移した場合はごみ排出量原単位の増加やリサイクル率の減少が予測されます。

そのため、島田市廃棄物減量化等推進協議会の「ごみの減量化・資源化に関する提言書」（令和2年1月）をもとに、具体的にごみ減量化・資源化の施策と、基準年度を平成30年度とした、令和7年度におけるごみの減量化・資源化の目標を本計画で設定しました。

ごみ排出量の減量化の目標は、「ごみの減量化・資源化に関する提言書」をもとに、一人1日当たりのごみ排出量（原単位）の削減目標を設定しました。

ごみ排出量の減量化を実現するために、可燃ごみの減量化及び分別収集の徹底を重点的に行うこととし、市民・事業者・行政の各主体が一丸となって目指すべき個別の目標として、可燃ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ）の個別目標値を設定しました。

また、本市ではキエーロ導入のための実証実験をしており、キエーロ導入を推進していくことを目標としました。

### 【目標1】ごみ排出量（集団回収除く）

一人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、個別目標1、個別目標2を基に令和7年度は平成30年度に対して、約5%削減することを目標とします。

現状のまま推移した場合		ごみ排出量原単位は、令和7年度は平成30年度に対して、ほぼ横ばいであり0.6%増加すると予測されます。	
	現状・目標	H30（現状）	R7（目標）
項目			
ごみ排出量原単位		864g/人・日	821g/人・日
年間排出量		31,060t/年	27,654t/年

### 【個別目標1】収集可燃ごみ排出量

一人1日当たりの収集可燃ごみ排出量（原単位）を、令和7年度は平成30年度に対して、約4%削減します。

	現状・目標	H30（現状）	R7（目標）
項目			
ごみ排出量原単位		706g/人・日	677g/人・日
年間排出量		25,406t/年	22,796t/年

### 【個別目標2】直接搬入可燃ごみ排出量

直接搬入可燃ごみ排出量を、令和7年度は平成30年度に対して、約1%削減します。

	現状・目標	H30（現状）	R7（目標）
項目			
年間排出量		2,851t/年	2,822t/年

### 【目標2】キエーロの導入

キエーロの導入を推進します。令和7年度は平成30年度に対して、27基増やすことを目標とします。

	現状・目標	H30（現状）	R7（目標）
項目			
キエーロ導入量		13基 (1,404kg/年の削減)	30基 (3,240kg/年の削減)



## 4 ごみ処理基本計画

### (1) 取り組みの体系

ごみの排出量の抑制や、資源化の推進、適正処理・処分による環境負荷低減などの目標を達成するため、基本的な方針に基づいて以下の取り組みを展開します。

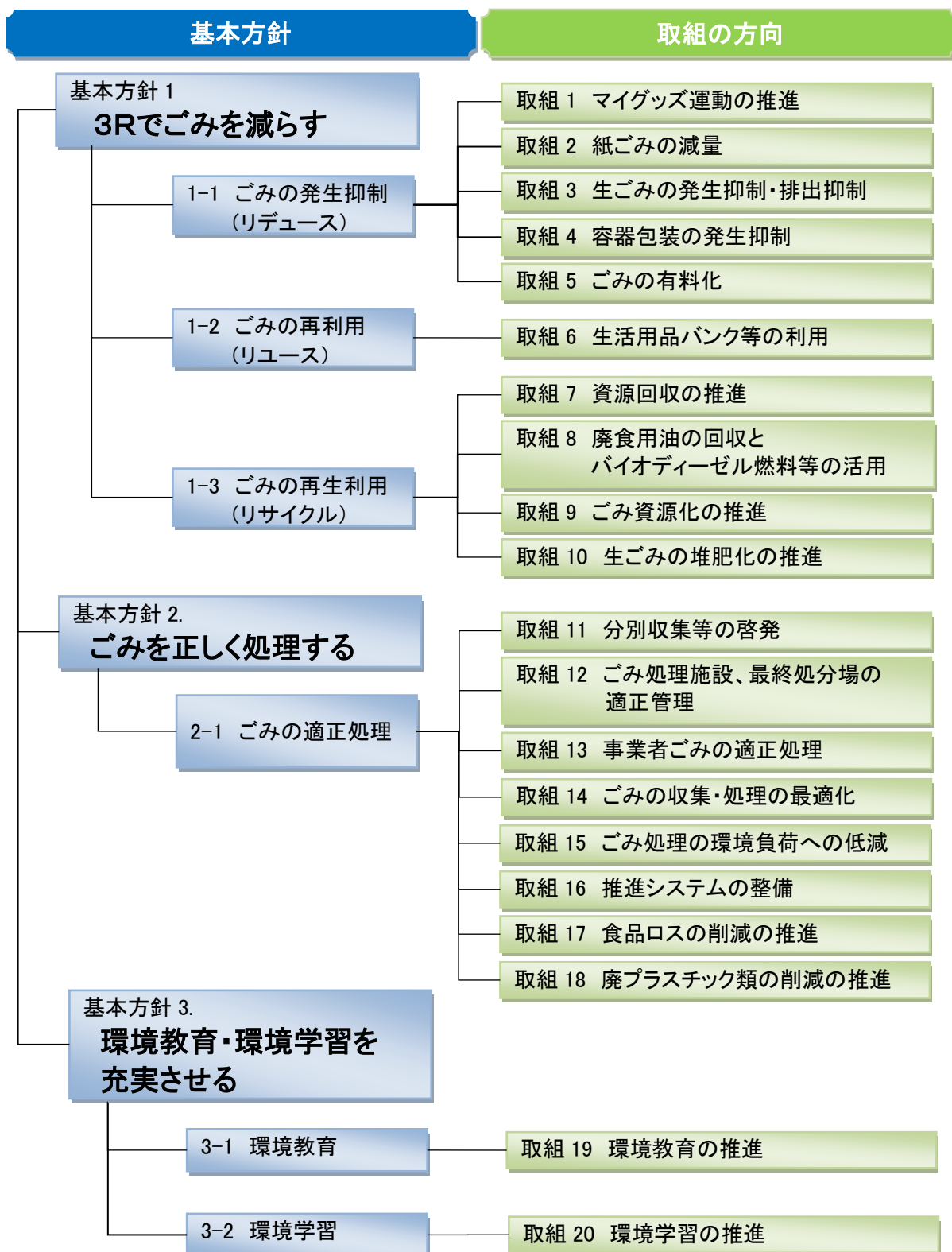


図 2-2-3 ごみ処理に関する取り組みの体系

## (2) 取り組み内容

基本方針ごとの取り組み内容について、以下にまとめます。

### 基本方針1 「3Rでごみを減らす」ための取り組み

#### ①取り組み方針

ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であるため、市民一人ひとりが「もったないない」の意識を持ち、市・市民・事業者が一体となって、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進していきます。

#### ②市の施策（継続 短期 中期 長期）

- 【継続】：今後も継続して実施する施策
- 【短期】：2～3年程度（5年以内）に実施可能な施策
- 【中期】：実施に5～10年程度が見込まれる施策
- 【長期】：実施に10年以上が見込まれる施策



#### 1-1 ごみの発生抑制（リデュース）

##### 取組1 マイグッズ運動の推進

- ◆ コンビニ、ホームセンターのレジ袋削減のため、ポスターの掲示、お客への声かけの徹底を依頼し、マイバックの利用を推進します。 **【継続】**
- ◆ マイグッズ運動（マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）の推進を図ります。 **【継続】**

##### 取組2 紙ごみの減量

- ◆ 裏紙利用の徹底や印刷配布物の削減に努めるとともに、文章の共有化を図ります。 **【継続】**

##### 取組3 生ごみの発生抑制・排出抑制

- ◆ 各家庭での水切りによる減量、水切り容器の活用を推進し、生ごみの減容化を図ります。 **【継続】**
- ◆ ごみが完全に消滅する生ごみ処理容器等の普及を促進します。 **【継続】**
- ◆ 生ごみ処理容器等購入費補助金額等の見直しを検討します。 **【長期】**
- ◆ 生ごみ処理容器「キエーロ」を設置できるごみ集積所の調査・研究します。 **【長期】**
- ◆ 各家庭の生ごみを減量するため、生ごみ処理の体験学習を実施します。 **【継続】**
- ◆ 各家庭の生ごみを減量するため、島田市健康づくり食生活推進協議会をはじめ市民活動団体によるエコクッキング教室を開催します。 **【継続】**

##### 取組4 容器包装の発生抑制

- ◆ 製造業者やスーパー等の販売店に呼びかけ、過剰包装（トレイ）などの簡素化やレジ袋の有料化の推進を図るよう、売る側の協力要請に努めます。 **【長期】**
- ◆ レジ袋の有料化は、企業努力に任せるのではなく、市で規制をかけて強力に展開する方法を検討します。 **【中期】**

- ◆ 製造業者やスーパー等の販売店にトレイは白色トレイのみとするよう協力要請します。 **【長期】**
- ◆ 販売店に対し、一部のスーパーで実施しているように、市の回収ではなく、自社で回収ボックスを設置し、自社の責任で回収・処理してもらうよう協力要請します。 **【長期】**
- ◆ スーパーやコンビニだけでなく、レジ袋の有料化を個人商店にもお願いします。 **【長期】**

### 取組5 ごみの有料化

- ◆ 指定ごみ袋の有料化（処分費上乘せ）を調査研究します。 **【中・長期】**
- ◆ 粗大ごみの戸別収集の有料化の検討をします。 **【中・長期】**



## 1-2 ごみの再利用（リユース）

### 取組6 生活用品活用バンク等の利用

- ◆ 市民同士が情報交換し、不用になった生活用品の有効活用を図る「生活用品活用バンク」をPRし、利用促進を図ります。 **【継続】**
- ◆ 市の「生活用品・活用バンク」の商品をストックできるリサイクル施設（ストックヤード）の設置を検討します。 **【長期】**
- ◆ 使用可能なものはごみとせず、フリーマーケットを推進し、再利用を促進します。 **【継続】**
- ◆ 再利用の促進のため、市内のリサイクルショップをPRします。 **【継続】**
- ◆ 市におけるグリーン購入を推進します。 **【継続】**
- ◆ 中心市街地の空き店舗を利用して、NPOが運営するリサイクルショップを検討します。 **【長期】**



## 1-3 ごみの再生利用（リサイクル）

### 取組7 資源回収の推進

- ◆ 燃えるごみと資源類に分解できるものは、分解して排出するように市民に周知します。 **【短期】**
- ◆ 田代環境プラザで処理できるものを正確に周知します。 **【短期】**
- ◆ モデル地区を選定して、「雑紙」単独で回収する処理体制（回収システム）を検討します。 **【中期】**
- ◆ 「雑紙」とは何かについて説明会を開催します。 **【短・中期】**
- ◆ 家庭でできる雑紙の分別方法をPRします。 **【短期】**
- ◆ 古紙の分別を明確にするとともに、雑紙を可燃ごみに混入しないさせないために、市民に周知します。 **【継続】**
- ◆ 不用になった古布類の資源回収量を増やすため、拠点回収場所を増やします。 **【継続】**
- ◆ 古布類の対象品目、対象外品目及び拠点回収場所をPRします。 **【短期】**
- ◆ 集団回収の団体登録を積極的に推進します。 **【継続】**
- ◆ 奨励金の増額など、集団回収への支援の強化を検討します。 **【長期】**

### 取組 8 廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料等の活用

- ◆ 廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料の活用を図ります。【継続】
- ◆ 廃油石鹼をPRします。【継続】
- ◆ 使用済み廃食用油の拠点回収場所を増やします。【中期】

### 取組 9 ごみ資源化の推進

- ◆ 田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）を推進し、利活用を図ります。【継続】
- ◆ 剪定枝の堆肥化を推進します。【継続】
- ◆ 現在週1回実施している資源ごみの回収頻度を減らすなど、収集及び資源化も含めた効率的な処理体制を検討します。【長期】
- ◆ 家庭で出た剪定枝は、ごみ集積場ではなく、資源化できるものは必ず自己搬入してもらい、資源化できないものも自己搬入を推進します。【短期】
- ◆ 貸出用剪定枝破砕機を市で購入することを検討します。【長期】

### 取組 10 生ごみの堆肥化の推進

- ◆ 生ごみ処理容器などの更なる普及促進を図ります。【継続】
- ◆ 設置する場所が無い方にプラスチックのコンポストを利用するなど、小型の容器を普及させます。【長期】
- ◆ 生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。【継続】
- ◆ 田代環境プラザ内リサイクル施設で製造する生ごみ堆肥の原料となる野菜くず等を搬入する事業者の拡大を図ります。【中期】

## 基本方針2 「ごみを正しく処理する」ための取り組み

### ①取り組み方針

ごみは収集ルールに従って適正に処理する必要があります。そのため、市民一人ひとりの協力を得ながら、ごみの分別収集、集積所の維持管理を徹底します。

### ②市の施策（継続 短期 中期 長期）

- 【継続】：今後も継続して実施する施策
- 【短期】：2～3年程度（5年以内）に実施可能な施策
- 【中期】：実施に5～10年程度が見込まれる施策
- 【長期】：実施に10年以上が見込まれる施策



### 取組 2-1 ごみの適正処理

#### 取組 11 分別収集等の啓発

- ◆ SDGs の認知度アップのための活動をします。 【中期】
- ◆ わかりやすいごみカレンダーを作成・配布し、市民の分別収集への意識を啓発します。 【継続】
- ◆ ごみに関する指導・情報の発信を促進させるため、広報、FM島田の活用方法や、ごみカレンダーの見直しを行います。（ごみカレンダーの簡素化を検討します。（例）現在のカレンダーを保存版とし、新規は一覧表を配布、内容変更時は改訂版を作成・配布など） 【中期】
- ◆ 外国人向けのごみカレンダーを用意するとともに、外国人を雇用している事業所に適正なごみ処理の指導を依頼します。 【継続】
- ◆ 排出ごみ（燃えるごみ）の内容調査を定期的実施し、燃えるごみへの混入率の高い資源ごみの分別徹底を市民にPRします。 【継続】
- ◆ 市が各自治会の会合等に出向き、ごみの出し方等を指導します。 【継続】
- ◆ 市が環境衛生自治推進協会で「生ごみの水切り」、「雑紙、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトルの燃えるごみへの混入防止」を環境衛生自治推進員に再教育し、環境衛生自治推進員が各自治会に研修会を開催することで地域住民に分別の意識改革と徹底を図ります。 【短期】
- ◆ 市民団体等と協働し、様々な会合等の場を活用して積極的な働きかけをします。 【継続】
- ◆ 食品容器など、製造業者側に対してリサイクルしやすい製品を製造するよう国が働きかけを行うよう要望します。 【長期】

#### 取組 12 ごみ処理施設、最終処分場の適正管理

- ◆ 田代環境プラザを適正に維持管理します。 【継続】
- ◆ 適正な処理を維持するため、中間処理による減容化、安定化を推進します。 【継続】
- ◆ 最終処分場を適正に維持管理します。 【継続】
- ◆ 新たな最終処分場を造る方針となった場合、災害対策の観点から、市内への建設を視野に入れ、十分な調査をした上で、地域住民の理解を得ながら選定地を検討します。 【継続】

#### 取組 13 事業者ごみの適正処理

- ◆ 事業者が排出するごみについては、排出者の自己処理責任に基づく適正処理を指導します。 【継続】

- ◆ 事業系ごみ収集業者への立入検査及び指導を実施し、適性を図ります。【継続】

### 取組 14 ごみの収集・処理の最適化

- ◆ 適正処理困難物の自己責任による処理を推進します。【継続】
- ◆ 不法投棄・野焼きへの対策を強化します。【継続】
- ◆ 災害時のごみに対する準備として、非常時の廃棄物処理体制を構築します。【継続】
- ◆ 収集運搬の民間委託を順次導入します。【長期】
- ◆ 民間委託による資源回収を実施します。【長期】
- ◆ 災害時のごみに対する準備として、ごみの仮置き場を確保します。【長期】

### 取組 15 ごみ処理の環境負荷への低減

- ◆ 回収ルート継続的な改善を実施します。【継続】
- ◆ 適正な処理を維持するため、中間処理による無害化を推進します。【継続】
- ◆ より環境への負荷が少ない車両を導入します。【長期】

### 取組 16 推進システムの整備

- ◆ 廃棄物減量等推進協議会との連携を強化します。【継続】
- ◆ 環境衛生自治推進協会との連携を強化します。【継続】
- ◆ 市民活動団体との連携を強化します。【継続】
- ◆ 計画の確実な推進のため、毎年度の事業実績（成果）と減量目標を比較し、施策の強化を図ります。【継続】

### 取組 17 食品ロスの削減の推進

- ◆ 市内飲食店へ「30.10 運動」のPRポスターを配布・啓発します。【短期】
- ◆ 広報紙等により食品ロス削減を啓発します。【短期】
- ◆ 各家庭が時節食品を予約制とすることを推進します。【短期】

### 取組 18 廃プラスチック類の削減の推進

- ◆ 看板設置等によるポイ捨て（トレイ、レジ袋、ペットボトル等）を禁止します。【継続】
- ◆ プラスチック製日用品の代替商品の開発支援をします。【長期】
- ◆ アイデア商品の募集をします。【短・中期】
- ◆ プラスチック製日用品の代替商品を使用する市民への啓発をします。【長期】



ごみ集積所のパトロール（分別収集等の啓発）

## 基本方針 3 「環境教育・環境学習を充実させる」ための取り組み

### ①取り組み方針

ごみの減量化・資源化などの環境問題を解決するためには、家庭や学校、職場などのあらゆる場面において、市民一人ひとりが、環境保全に向けて積極的に行動していくことが大切です。このような人材を育成するためには、学校での授業や出前講座などにより、環境教育・環境学習を総合的に推進していく必要があります。今後は、あらゆる発達段階における環境教育を実施していくため、市、学校、職場などによる環境を学ぶ機会を増やしていく必要があります。

### ②市の施策（継続 短期 中期 長期）

- 【継続】：今後も継続して実施する施策
- 【短期】：2～3年程度（5年以内）に実施可能な施策
- 【中期】：実施に5～10年程度が見込まれる施策
- 【長期】：実施に10年以上が見込まれる施策



### 3-1 環境教育

#### 取組 19 環境教育の推進

- ◆ 家庭での取組が評価できる「自己点検表」を作成・配布します。また、それを利用した自己評価後も含めたシステムづくり、ごみ減量や食育のきっかけとなるように協力できる学校を選定し、学校の宿題としての成果が実感できるものになるよう配慮します。 【中期】
- ◆ 学校教育の中で、「環境改善のため、ごみを再資源化すること」についての授業を実施します。 【短・中期】
- ◆ ごみの減量化・資源化について、幼児教育・食育教育といった視点で、学校教育・地域教育、事業者などの教育を充実させます。（良い点だけでなく、将来の危険性を訴えるような教育を実施します。） 【中期】



### 3-2 環境学習

#### 取組 20 環境学習の推進

- ◆ 小学生を対象とした田代環境プラザの見学や、中学生を対象とした収集作業の体験学習を実施します。 【継続】



### (3) 更なる資源化と適正処理

#### ①収集・運搬計画

収集運搬から中間処理、最終処分の流れは、基本的に平成25年度時と同様としますが（「第1節 1 ごみ処理システムの概要」参照）、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法などに基づき、事業者に対して、責任に応じた資源化を働きかけていきます。

市の収集業務は、業務の一層の効率化を目指し、順次、民間委託化を進めていきます。

表 2-2-3 収集方法及び実施主体

収集方法	実施主体	区分
分別収集	市（直営及び民間委託）	空びん、陶磁器・ガラス類・蛍光灯類・乾電池類、ペットボトル・白色トレイ・牛乳パック、新聞・雑誌（雑紙）・ダンボール、燃えるごみ、燃えないごみ
集団回収	P T A ・自治会等	古紙（新聞・ダンボール・雑誌・雑紙）、牛乳パック、アルミ缶
拠点回収	事業者又は市（回収は市）	ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック、使用済み食用油、古布類、水銀体温計・血圧計等
自己搬入	個人、事業者、収集業者に委託	市の収集区分に準じる

#### ②適正処理困難物への対応

次の物については、市が収集・処理するものとしてはなじまないもの、ユーザーや販売店、メーカー等に処理の責任があるもの、田代環境プラザでの処理が困難なものとして、収集は行わず、また収集に排出されることがないように働きかけを行っていきます。

表 2-2-4 市が収集・処理を行わないもの

区分	種類	出し方
有毒物質危険物	農薬・化学薬品等・花火・ガスボンベ・消火器等	購入店・専門販売店等に相談
自動車関連用品等	オイル・バッテリー・塗料・タイヤ	購入店や専門店、ガソリンスタンド等に相談
自動二輪車（原動機付自転車も含む）	バイク・原動機付自転車	購入店や販売店に相談
農機具・農業用廃材	耕耘機・脱穀機等・農業用ビニール・肥料袋・農薬びん	農機具購入店やJA等に相談
がれき類	ブロック・れんが・コンクリート・土砂等	事前に環境課へ連絡し、指示を受けて最終処分場に搬入
産業廃棄物	建設廃材・梱包材・その他生産活動に伴う廃棄物	事業者の責任で適正に処理すること

### ③中間処理計画

#### ア. 資源化

粗大ごみ及び燃えないごみについては、現行のとおり、資源化業者において、金属等の回収を行います。

市で回収した古布類については、資源化業者において、分別後再利用を行います。

また、田代環境プラザに併設されているたい肥化施設において、市内で発生した剪定枝や生ごみのたい肥化を進めます。また、破碎した剪定枝について、市民による生ごみたい肥化の基材や、土壌改良材などへの有効利用法を検討し、更なる資源化を進めます。

#### イ. 減容化・減量化

燃えるごみとして回収したごみは、市のごみ処理施設で熔融処理し、減容化、安定化、無害化します。



たい肥化施設における剪定枝の資源化（破碎機への搬入）

④最終処分計画

田代環境プラザで生じた飛灰や、市民から直接持ち込まれたがれき類などは、民間の一般廃棄物最終処分場において適正に埋立処分を委託しています。

また、現在、新最終処分場を視野に入れた十分な調査を計画的に進めます。

なお、今後、島田市クリーンセンターで処理される低含水の脱水汚泥を田代環境プラザで処理することにより、埋立処分量の低減を図ります。

表 2-2-5 埋立対象物

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 田代環境プラザで発生する飛灰<br/>※クリーンセンターで処理される低含水の脱水汚泥を含む</li><li>・ 市内の家庭から搬出されるがれき等</li><li>・ 市内一斉環境美化活動（川ざらい）等により搬出される土砂<br/>※川ざらい土砂は産業廃棄物として処分</li></ul> |
|---|